（入會申込ニ依リ會長之ヲ許可ス）

第七條　會費

入會金ハ金壹圓トス

會費ハ一ヶ月金參拾錢トス

會費ハ毎月一日ヨリ末日迄ニ納入スルモノトス

▲特別ノ事情アル場合ハ會長ノ承認ヲ受ケ會費ヲ減免スルコトアルヘシ

第八條　會費

▲會ノ維持ニ必要ナル經費ハ會員ノ會費ヲ以テ之ニ充ツ